

施策No.4 時流にあった行財政運営

施策の目的

| 対象 | 意図 |
|---|---|
| ①市財政（歳入、歳出、負債） ②市組織・機構 ③職員（正規職員、非常勤職員） ④事務事業 | ①健全な財政運営（将来の財政需要と歳入を予測し、計画的な財政運営）を行う ②適正な職員配置、定員管理を行い、効率的な組織になる ③効率的効果的な行政運営がなされる |

現状

本市の財政状況は、自主財源に乏しく歳入の7割超を依存財源に頼っています。なかでも地方交付税は、歳入全体の3割以上を占める状況となっています。地方交付税のうち普通交付税は合併特例の算定替え^{※1}の方法により交付を受けていますが、平成22年度は59億8千万円であったものが平成26年度は54億円と5億8千万円減少しています。平成28年度から5年間は一本算定^{※2}の方法へ向けた激変緩和期間に入ることから、段階的にさらに減少することが予想されます。このように、財源がますます減少する中で、社会資本の老朽化に伴う公共施設や道路、橋りょう等の長寿命化を図る普通建設事業費の増大が予想されるため、平成27年度から公共施設等総合管理計画^{※3}の策定に取り組んでいます。

また、扶助費の占める割合は依然として高く、類似している市と人口一人当たりで比較すると、平成25年度において本市が120,275円であるのに対し、類似市は79,095円で、費用も大きくなっています。なお、扶助費が高い理由としては、高齢化対策や生活支援、子ども施策の充実に重点をおいていることが挙げられます。

行政内部については、事務事業について進捗状況や達成度の評価を行っていますが、適正な管理体制が整っているとはいえず、その対応が急がれます。また、社会保障・税番号（マイナンバー）制度など、新たな仕組みに対応する事業への取組みも必要となります。市の職員数については、定員適正化計画の目標以上に削減しています。今後は、人事評価制度を整備活用し、職員の能力やモチベーションの向上につなげ、人材の育成と組織力の向上をめざすことが重要となります。

今後の状況変化

- ・ 国は「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を3本柱として推進し「経済・財政一体改革」を断行とし、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象とする「経済・財政再生計画」を策定しました。
- ・ 平成28年度から平成32年度までの5年間は、合併算定替特例における地方交付税の段階的縮減期間に入ります。
- ・ 社会資本の老朽化に伴う施設整備費、少子・高齢化による社会保障費、国民健康保険事業特別会計の赤字補填等、歳出の要請は引き続き増大していくことが予想されます。

課題

- ・ 全市民の社会生活に必要な施設（し尿処理施設、ごみ処理施設、道路、橋りょう、校舎、市営住宅、庁舎やその他の公共施設）については、その再編等も含め、適正な整備を行う必要があります。
- ・ 総合振興計画の施策評価による適正な進行管理を行い、まちづくりの課題解決につなげる必要があります。
- ・ 市の事務事業について、その実施の必要性について適正な検証を行う必要があります。
- ・ 財政状況に見合った行政サービスの最適化を図る必要があります。
- ・ 「新たな課題に向けて何を我慢できるか」など、広く市民と協議できる環境を整備する必要があります。
- ・ 市職員は有効な施策や事務事業の企画能力を身につける必要があります。

～施策の方針～

社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応できる身の丈（歳入）にあった行財政運営を引き続き行います。また、市政の現状等について行政と市民が共通認識を持ち、市民や団体が自分やまち・共同体の将来について積極的に考えるための仕組みづくりを進めます。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

| 成果指標 | 平成21年度実績値 | 平成26年度現状値 | 平成32年度目標値 ()は成り行き値 |
|-----------------|------------------------|-----------|--------------------------|
| | 平成27年度目標値 | | |
| A 将来負担比率※4 | 79.2% 60.0% | — | 81.2% (76.3%) |
| B 基金※5残高 | 3,372百万円 3,301百万円 | 7,528百万円 | 2,389百万円 (0円) |
| C 市債※6残高 | 14,668百万円 12,211百万円 | 13,763百万円 | 19,216百万円 (16,585百万円) |
| D 人口1万人当たりの市職員数 | 90.52人 86.65人 | 77.66人 | 78.83人 (78.83人) |

※ 将来負担費率は、充当可能財源が将来負担額を上回っているため、平成26年度は算定されていません。

目標設定の考え方

- A : 将来負担比率は、「集中改革プラン※7（後期）」策定時の財政シミュレーションの考え方に基づき、平成32年度における成り行き値は、76.3%を見込みます。目標値は、「集中改革プラン（後期）」策定時の財政計画の考え方に基づき、81.2%をめざします。平成32年度までの財政需要には、有利な地方債を積極的に活用し財政調整基金※8を一定額は保持する財政計画としているため、目標値が成り行き値より大きくなっています。
- B : 基金残高は、「集中改革プラン（後期）」策定時の財政シミュレーションに基づき、平成32年度における成り行き値は、0円を見込みます。目標値は、「集中改革プラン（後期）」策定時の財政計画に基づき、2,389百万円をめざします。
- C : 市債残高は、「集中改革プラン（後期）」策定時の財政シミュレーションに基づき、平成32年度における成り行き値は、16,585百万円を見込みます。目標値は、「集中改革プラン（後期）」策定時の財政計画に基づき、19,216百万円をめざします。
- D : 人口1万人当たりの市職員数は、「伊佐市定員適正化計画（第2次）」で示す、類似団体の普通会計部門職員数に基づき、平成32年度における成り行き値・目標値ともに78.83人をめざします。

目標達成に向けた基本的な取組み

- ・ 総合振興計画に基づき行政運営を進め、事務事業も含めてその目標管理・進行管理を行います。
- ・ 集中改革プランに基づき、行政評価を活用した事務事業の見直しを進めます。
- ・ 業務の外部委託や指定管理などの方法を検討し、行財政改革を積極的に推進します。
- ・ 市税や使用料等の収納率の一層の向上に積極的に取り組むとともに、使用料等については受益者負担の適正化を図り、自主財源の確保に努めます。

第2章 基本計画 政策1：市民だれもが活躍できる自治づくり

- 平成28年度から平成32年度までの5年間を「普通交付税の段階的縮減に対応する財政再生」期間と定め、特に、平成30年度までの3年間を「集中改革期間」として歳入確保・歳出抑制を集中的に行います。
- 公共施設の適切な維持管理に努めるとともに、市が所有する財産を適切に管理及び活用するために、公共施設等総合管理計画を策定し、必要な施設整備や廃止について検討します。
- 増大する社会保障費や老朽化した施設への対応など今後の行政課題に的確に対応するために、できるだけ新たな債務を発生させない財政運営に努めます。
- 市民に対し財政状況が総合的に把握できるようなわかりやすい財務情報を提供するとともに、予算編成過程を公開するなど、市民と協議できる場を設置します。
- 窓口サービスについては、大口庁舎・菱刈庁舎間の連携を図りながら、業務の効率化と市民サービスの向上に努めます。
- 庁内事務事業全般にわたり、法令に適合した正しい処理を行います。
- 総合振興計画の政策体系に基づき、事務事業の整理統合を図る中で、組織再編のひとつとして、課・係の統合について検討します。
- 市職員は、仕事の目的を明確に意識し、「業務手順の可視化」を行ったうえで、目的達成のための最短手順を検討し、少人数でも効率的に業務を進めるよう努めます。
- 職場環境や業務の改革改善に日常的に取り組むよう、自己啓発の取組みを推進するとともに、職員研修を継続して計画的に実施し、資質の向上を図ります。

協働による市民と行政の役割分担

| 市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割 | 行政の役割 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 市民は、市の財政状況について関心を持ち、住民や団体の一人ひとりが市財政に対し家庭でのやりくり感覚を持って考え、事業等について要望・要求します。 | <ul style="list-style-type: none"> 財政情報や財政状況の将来予測について、市民や団体等に対しわかり易く伝えます。 自主財源の確保に努め、歳入に見合った予算編成を行い、身の丈にあった行政運営をします。 目標を達成するために必要な行政内部のマネジメントの仕組みや環境を整えます。 組織・機構の整備や適正な人員配置を行います。 職員の資質の向上を図ります。 |

¹ 合併特例の算定替え：合併後一定期間は合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分する方法のこと。

² 一本算定：「合併特例の算定替え」に対し、合併後1つの団体として算定される方法のこと。

³ 公共施設等総合管理計画：全ての公共施設について、現状の実態を把握し、将来的な人口予想などを考慮した、財政予測の中で管理できる数値目標を立て、長期的な視点で計画的に施設の再配置を進め、自治体の実態に即した、適正な管理レベルを目指すことを目的として作成するもの。

⁴ 将来負担比率：一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

⁵ 基金：特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。

⁶ 市債：学校や庁舎などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必用なものの財源に充てるため、地方自治体が、政府・公営企業金融公庫・銀行などから調達する長期的な借入金を「地方債」といい、この「地方債」のうち、市が調達する資金を「市債」という。

⁷ 集中改革プラン：行政改革大綱の基本方針に基づき、行政改革を具体的に進めるための実施項目を定めたもの。

⁸ 財政調整基金：自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩す事で財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金のこと。